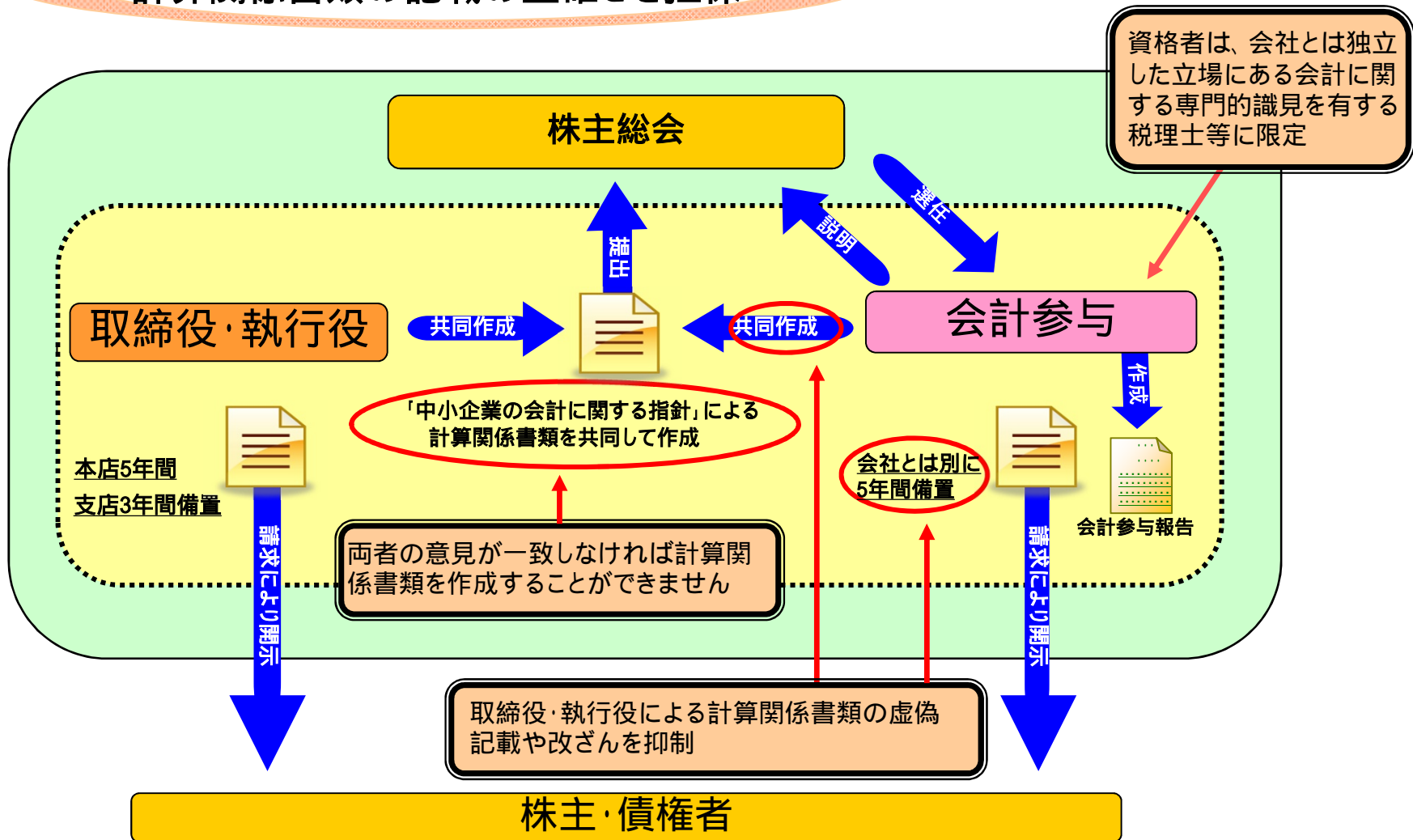


会計参与制度のしくみ

計算関係書類の記載の正確さを担保





会計参与の機能は

会計の専門家が内部機関として取締役・執行役と共同して計算関係書類を作成し、取締役・執行役とは別に計算関係書類を保存・開示する職務を担うことにより、

取締役・執行役による計算関係書類の虚偽記載や改ざんを抑止し、計算関係書類の記載の正確さに対する信頼性を高めます。

会計の専門家が計算関係書類の作成に関与することにより、

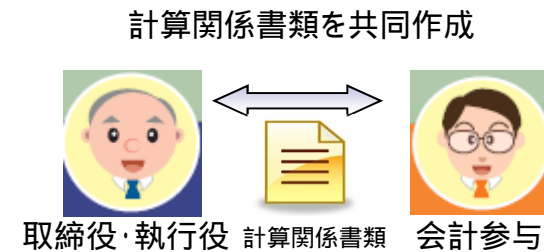
取締役・執行役の計算関係書類の作成や株主に対する説明の労力が軽減され、取締役・執行役が経営に専念することができます。

会計参与の職務は

会計参与の主な職務概要

取締役・執行役との計算関係書類の共同作成

会計参与は、取締役・執行役と共同して計算関係書類を作成します。なお、取締役・執行役と共同して作成するため、**両者の意見が一致しなければ計算関係書類を作成することができない**ということになります。



会計参与報告の作成

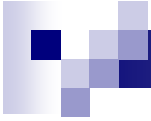
会計参与が、計算関係書類を作成する場合には、株主や債権者に対する情報提供を目的に報告書（会計参与報告）を作成しなければなりません。その記載事項は、会計処理に関する事項、計算関係書類を共同作成する際に問題となった事項等です。

株主総会での説明義務

株主総会で株主から計算関係書類について説明を求められた場合には、計算関係書類の作成機関として、原則として説明義務を負っています。

計算関係書類及び会計参与報告の保存と開示義務

会計参与は、**会社とは別に** 5年間、計算関係書類及び会計参与報告を備え置かなければならず、株主や債権者から、計算関係書類及び会計参与報告の閲覧や謄本・抄本の交付請求には、原則として応じなければならない義務を負っています。



会計参与が拠るべき2つの指針

「中小企業の会計に関する指針」

会計参与が計算関係書類を作成するにあたって拠るべき指針

「会計参与の行動指針」

会計参与の実務の参考に資するための行動指針

会計参与の職務水準の同一性を確保

中小企業の会計に関する指針

「中小企業の会計に関する指針」は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体により策定され、平成17年8月に公表されました。

(指針の策定には、中小企業庁、法務省および金融庁もオブザーバーとして参加しました。)

中小企業の会計に関する指針について

1. 趣旨

以下の3報告を統合し、会計参与設置会社のみならず広く中小企業に対して会計処理のあり方を示すもの。

中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成14年6月策定)

日本税理士会連合会「中小会社会計基準」(平成14年12月策定)

日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(平成15年6月策定)

2. 策定メンバー

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体。

中小企業庁、法務省、金融庁がオブザーバーとして参加。

3. 指針の内容

中小企業の実務に鑑み、コスト・ベネフィット等の観点から簡便な会計処理や法人税法上の規定を採用することを認めるもの。

すべての項目を網羅するのではなく、主に中小企業において留意が必要な項目について優先的に言及。

会計参与が計算関係書類を作成するに当たって拠ることが適切な会計のあり方を示すもの。

4. 最終改正

平成23年7月20日

会計参与の行動指針

「会計参与の行動指針」は、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会が平成18年4月、会社法(平成18年5月1日施行)において新たに創設された会計参与の実務の参考に資するため取りまとめた指針です。

(指針の策定には、法務省、金融庁、中小企業庁、企業側の代表としての日本商工会議所もオブザーバーとして参加しました。)

会計参与の行動指針について

1. 趣旨

会計参与の職務遂行に当たっての留意事項を示すもの。

2. 策定メンバー

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会の2団体。
法務省、金融庁、中小企業庁、日本商工会議所がオブザーバーとして参加。

3. 指針の内容

就任にあたっての行動指針。
計算関係書類作成に当たっての行動指針(一般・個別事項)。
会計参与報告作成に当たっての行動指針。
備置き、開示に当たっての行動指針。

4. 最終改正

平成23年10月14日